

国外財産調書の提出制度について

居住者（「非永住者」の方を除きます。）の方で、その年の12月31日において、国外財産の価額の合計額が5,000万円を超える方は、その財産の種類、数量及び価額その他必要な事項を記載した調書（以下「国外財産調書」といいます。）を、翌年の3月15日までに、住所地等の所轄税務署長に提出しなければならないこととされています（平成27年12月31日において、国外財産が5,000万円を超える方の国外財産調書の提出期限は、平成28年3月15日（火）です。）。

詳しくは国税庁ホームページをご覧ください。

財産債務調書の提出制度について

所得税等の確定申告書を提出しなければならない方で、その年分の総所得金額及び山林所得金額の合計額が2千万円を超え、かつ、その年の12月31日において、その価額の合計額が3億円以上の財産又はその価額の合計額が1億円以上の国外転出特例対象財産（注）を有する方は、その財産の種類、数量及び価額並びに債務の金額その他必要な事項を記載した調書（以下「財産債務調書」といいます。）を、翌年の3月15日までに、所得税の納税地の所轄税務署長に提出しなければならないこととされました（平成27年12月31日分の財産債務調書の提出期限は、平成28年3月15日（火）です。）。

なお、財産債務調書の提出に当たっては、別途、「[財産債務調書合計表](#)」を作成し、添付してください。

※ 財産債務調書（合計表）の様式は、国税庁ホームページからダウンロードできます。

（注）「国外転出特例対象財産」とは、所得税法第60条の2第1項に規定する有価証券等並びに同条第2項に規定する未決済信用取引等及び同条第3項に規定する未決済デリバティブ取引に係る権利をいいます。

○ 財産債務調書の提出制度には、適正な提出を確保するため、以下のインセンティブ措置が設けられています。

- ① 財産債務調書を[提出期限内に提出した場合](#)には、財産債務調書に記載がある財産又は債務に関して所得税・相続税の申告漏れが生じたときであっても、[過少申告加算税等が5%軽減されます](#)。
- ② 財産債務調書の提出が[提出期限内にない場合](#)又は提出期限内に提出された財産債務調書に記載すべき財産又は債務の[記載がない場合](#)（重要なものの記載が不十分と認められる場合を含みます。）に、その財産又は債務に関して所得税の申告漏れ（死亡した方に係るものを除きます。）が生じたときは、[過少申告加算税等が5%加重されます](#)。

国外証券移管等調書制度について

金融商品取引業者等は、その顧客からの依頼により国外証券移管等をしたときは、その国外証券移管等ごとに、その顧客の氏名又は名称及び住所、その国外証券移管等をした有価証券の種類及び銘柄等の一定の事項を記載した調書（国外証券移管等調書）を、その国外証券移管等をした日の属する月の翌月末日までに、その国外証券移管等を行った金融商品取引業者等の営業所等の所在地の所轄税務署長に提出しなければならないこととされています。

詳しくは国税庁ホームページをご覧ください。

非居住者又は外国法人に対して給与・報酬等の支払をする場合の支払調書の提出について

非居住者又は外国法人に対して、国内において行う人的役務の提供の対価として、給与・報酬等の支払をする場合には、「非居住者等に支払われる給与、報酬、年金及び賞金の支払調書」又は「非居住者等に支払われる人的役務提供事業の対価の支払調書」を提出する必要があります。ただし、支払金額が年間50万円以下の場合には提出の必要はありません。

なお、日本と自動的情報交換を行うことができる各国等（27ページ [自動的情報交換を行うことができる国・地域の一覧](#)）を参照）に住所がある方の支払調書については、2枚提出してください。